

## 介護分野における「特定技能」の受入れに関する制度説明会の開催について

昨年 12 月 14 日に交付された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年 4 月 1 日に施行されます。

つきましては、介護分野における特定技能外国人の受入れに関しまして、自治体や介護等の事業を行う事業所等を対象とした、地方厚生局ブロック説明会（広島会場）を下記のとおり開催いたしますので、ご案内致します。

### 記

- 1 日 時：平成 31 年 4 月 4 日（木）  
第一部：11 時 00 分～12 時 00 分（10 時 30 分 受付開始）  
第二部：13 時 00 分～14 時 00 分（12 時 30 分 受付開始）  
第三部：14 時 30 分～15 時 30 分（14 時 00 分 受付開始）  
第四部：16 時 00 分～17 時 00 分（15 時 30 分 受付開始）
- 2 場 所：広島合同庁舎 4 号館 13 階共用第 9 会議室  
（広島市中区上八丁堀 6-30）
- 3 定 員：各回 100 名（先着順、参加費無料）
- 4 説明会にご参加いただける方  
特定技能外国人の受入れ及び登録支援機関となることを希望する介護等の事業を行う法人又は施設・事業所、地方公共団体の担当者の方など  
なお、既に法務省主催の「新たな外国人材受入に係る制度説明会（都道府県開催）」に参加された法人等については、内容が重複することもありますので、予めご了承下さい。
- 5 説明会の内容  
（1）制度説明 （30 分）【法務省（予定）】  
（2）介護分野個別説明 （10 分）【厚生労働省】  
（3）質疑応答 （20 分）【法務省（予定）、厚生労働省】
- 6 申し込み方法  
厚生労働省ホームページの「介護分野における新たな外国人材受入れ（在留資格「特定技能」）について」の「4. 制度説明会の開催」に掲載の申込み方法により、メールにてお申し込み下さい。  
なお、お申し込みの受付については、申し込み数が定員に達した時点で終了させていただきます、出席の可否をメールにて返信させていただきますので、あらかじめご了承下さい。
- 7 お申し込み期限：平成 31 年 3 月 20 日（水）

**【問合せ先】**

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課  
福祉人材確保対策室 金久保、牧

TEL 03-5253-1111（内線2869）

FAX 03-3591-9898

MAIL [kaigoseitsumei6@mhlw.go.jp](mailto:kaigoseitsumei6@mhlw.go.jp)